

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：鹿児島県警察

令和8年7月13日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	76.7 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	76.3 %
全職員	76.0 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	89.3 %
本庁課長補佐相当職	87.1 %
本庁係長相当職	78.3 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	80.2 %
31～35年	85.6 %
26～30年	84.1 %
21～25年	77.7 %
16～20年	77.1 %
11～15年	78.4 %
6～10年	87.6 %
1～5年	91.3 %

【説明欄】

- 給料表（同一の級・号給）において男女の差違はない。
- 扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は98.9%、住居手当の受給者に占める男性の割合は77.9%である。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	2.5 %

【説明欄】

- 1 管理的地位にある女性職員は2人である。
- 2 計算式は「 $2 \text{ (管理的地位にある女性職員)} \div 81 \text{ (管理的地位にある職員の総数)} \times 100$ 」である。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	0 %
本庁課長相当職	1.5 %
本庁課長補佐相当職	7.4 %
本庁係長相当職	13.5 %

【説明欄】

- ・本庁部局長・次長相当職：0人
- ・本庁課長相当職～警視・課長級：全体130人、女性2人
- ・本庁課長補佐相当職～警部・補佐・主幹：全体297人、女性22人
- ・本庁係長相当職～警部補・係長・主査：全体927人、女性125人

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	64.9 %
女性	100 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	— %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	1.8 %	0 %	— %	— %
1週間以上2週間未満	6.4 %	0 %	— %	— %
2週間以上1月以下	80.7 %	0 %	— %	— %
1月超3月以下	10.1 %	0 %	— %	— %
3月超6月以下	0 %	0 %	— %	— %
6月超9月以下	0 %	0 %	— %	— %
9月超12月以下	0.9 %	3 %	— %	— %
12月超24月以下	0 %	0 %	— %	— %
24月超	0 %	97 %	—	—

【説明欄】

- 1 会計年度任用職員については、育児休業の取得者はいない。
- 2 常勤職員のうち、男性職員の育児休業取得対象者は109人、女性職員の育児休業取得者は33人である。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	18 時間／月
内部部局等以外	20.5 時間／月

【説明欄】

「内部部局等」を警察本部、「内部部局等以外」を警察署として算出した。